

入札公告（変更）

※変更箇所は赤字・下線にて表示しております（令和3年6月2日付け変更）。

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年5月21日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 神山 孝史

1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 高濃度酸素溶解装置 一式
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和3年9月10日
- (4) 納入場所 沖縄県石垣市椶海大田148
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 八重山庁舎
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするのであるか、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「精密機器類」で「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている者でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付
沖縄県石垣市椶海大田148
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 八重山庁舎
電話 0980-88-2571
FAX 0980-88-2573

② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「高濃度酸素溶解装置入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。

③ メールによる交付
任意書式に「高濃度酸素溶解装置入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年5月31日までに上記3.にてメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行

うとともに当該機構のホームページにて公表することにより
入札説明会に代える。に質疑が発生した場合も随時受け付け、
同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人
を識別し得る記述がある場合は、当該箇所を伏せ
又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和 3 年 6 月 1 4 日 1 4 時 3 0 分
沖縄県石垣市椏海大田148
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 八重山庁舎 本館会議室

(2) 郵便による入札書の 受領期限及び提出場所

令和 3 年 6 月 1 4 日 1 2 時 0 0 分
3. ①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書
及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札
を行った入札者を落札者とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書 写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

- 次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相
当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として
再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発
法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する
者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与
える者と認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げ
られた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実
績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約
締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当
機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ
かに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機
構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構へのご提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

※変更箇所は赤字・下線にて表示しております（令和3年6月2日付け変更）。

1. 品名 高濃度酸素溶解装置
2. 数量 1式
3. 構成
 - 1) 高濃度気体溶解装置 2台
 - 2) 制御盤（ガス供給・ガス抜き自動仕様） 2面
 - 3) 架台 2台
 - 4) 酸素発生器 1台
 - 5) コンプレッサー及びエアドライヤー 1式
4. 仕様 以下の内容とする。
 - 1) 酸素を溶解装置内部で置換しながら溶解できる装置であること。
 - 2) 海水での使用が可能であること。
 - 3) 通水量 130L/min（187.2 m³/日）で 1kL の海水に 20 g 程度の酸素を溶解する事ができること。
 - 4) 2kL の自然条件下での飽和溶存酸素濃度で海水温 20℃～30℃の時に、溶存酸素量 6～7ppm を安定して維持できること。
 - 5) 海水配管との接続について、一次側（給水側）と二次側（吐出側）共に 32A の塩ビ管、ホース等で接続が可能であること。
 - 6) 電源が 200V・60Hz で運転が可能であること。
 - 7) 装置内部に滞留する置換ガスを自動で排出できること。
5. 納入場所 〒907-0451
沖縄県石垣市桴海大田148
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 八重山庁舎
6. 納入期限 令和 3年 9月10日
7. その他
 - 1) 使用する職員に対して、操作手順等の説明を行うこと。
 - 2) 搬入・組立・設置に係る諸経費は請負業者の負担とすること。
 - 3) 納入後1年以内に請負者の責任による不具合が生じた場合は、請負者の責任において交換や補修等の対応を行うこと。
 - 4) 詳細については、担当職員の指示に従うこと。